

開催年月日 令和2年6月24日(水)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 議員
 答弁者 知 事 鈴木 直道
 保健福祉部長 三瓶 徹

質問内容	答弁内容
<p>一 知事の政治姿勢について (一) 新型コロナ対策等について 1 保健所・衛生研究所体制の縮小の理由について</p> <p>新型コロナ対策の最前線となった保健所は1998年の見直しで激減しています。新型コロナの流行により、保健所、衛生研究所は顕著に弱体化された体制の中で、対策と検査にあたっており、その疲弊は計り知れません。保健所の箇所数の推移、および、保健所と道立衛生研究所の職員数はどれだけ減少しているのか伺うとともに、医療・保健の最前線の体制を、なぜ、これほどまでに縮小してきたのか、その影響をどのように考えておられるのか、その影響をどう考えておられるのか、併せてうかがいます。</p> <p>再一 1 保健所・衛生研究所体制の縮小の理由について</p> <p>今回の予算案には、検査機器購入の予算はあっても、保健所の人員体制の強化は盛り込まれていません。知事は、業務の繁忙化をどのように把握しておられるのか。新型コロナの再流行を見据え、この体制で十分とお考えか伺います。私は、保健所の再配置、人的増強は不可欠と考えております。知事は抜本的体制強化に踏み出すべきではありませんか。併せてうかがいます。</p> <p>2 医療機関の経営危機の現状把握について</p> <p>国が実施した抗体検査の結果では、抗体保有者が</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>新型コロナウイルス対策に関し、まず、保健所や衛生研究所の体制についてでございますが、道では、平成9年の地域保健法の全面施行に伴い、住民に身近で頻度の高い保健サービスは市町村が、専門的、広域的対応が必要なものは都道府県が担うという法の趣旨を踏まえ、平成10年に道立保健所を45ヶ所から26ヶ所に再編したところであり、こうした法改正に加え、中核市に保健所が設置されたことや、市町村への事務移譲、本庁への事務一元化、検査体制の見直しなどにより、効果的で効率的な組織体制の改正を行い、道立保健所と衛生研究所の職員は平成10年と比較して、120名程度減少したところでございます。</p> <p>このような中、保健所は地域における健康危機管理の拠点として、衛生研究所は公衆衛生行政に関する科学的な試験・研究機関として、その機能を担っているところであり、今般の新型コロナウイルス感染症への対応につきましても、保健所では、会計年度任用職員の任用や、本庁や振興局からの職員派遣などによるマンパワーの確保に加えまして、一部業務の外部委託などを行い、また、道立衛生研究所では、PCR検査機器など必要な資機材の確保に加えまして、より簡易な検査を可能とする試薬の導入を行うことなどにより、必要な体制の構築を図ってきたところでございます。</p> <p>今後、対策の長期化が見込まれる中、保健所や衛生研究所が継続して対策を実施していくためには、人材や資機材の確保が重要と考えており、今後、体制の強化に向け、検討してまいります。</p> <p>【知事】</p> <p>最初に、道立保健所等の体制についてであります。新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した場合、担当部から所管する保健所に対し、医師、保健師、事務職員を派遣しており、その業務の多忙さも含め、現場の状況について報告を受けているところであります。</p> <p>このため、私といたしましては、道民の命と健康、くらしを守るため、昼夜を問わず懸命に住民対応に当たっている保健所職員を支えるためにも、保健所体制の充実に取り組むことが重要であると認識をしております。今後、専門技術職員の人材確保に加え、職員の負担軽減のため業務の一部委託化などに取り組むとともに、これを支え補完する本庁や衛生研究所も含めた感染症危機管理体制の強化について、検討してまいります。</p> <p>【知事】</p> <p>医療機関の経営状況などについてでございますが、</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>まだ少なく、大規模な再流行が懸念され、地域医療の体制確立が急務です。日本病院協会等の調査では、アンケートに答えた病院のうち4月時点で66%が赤字です。コロナ対応をした病院では78%が赤字と答えています。日本医師会の横倉義武会長は、「次なる脅威は病院閉鎖」だと述べ、入院外来等の減少に伴う経営危機の深刻化と医療崩壊に警鐘を鳴らしています。</p> <p>知事は、地域医療機関の経営危機をどう把握をしているのか。そのうえで、危機感を持ってどう対応するお考えか伺います。</p> <p>3 医療機関の減収補填について</p> <p>知事は医療提供体制の整備が重要と答えながら、経営危機への支援は行っていません。私どもは、かねてより、病院の経営維持のため減収補填を求めてきましたが、国の二次補正予算でも、感染者受け入れ医療機関への財政支援にとどまっています。これでは地域医療は守れません。陽性患者の受け入れのいかにかわらず、「医療崩壊」を起こさないために、国の交付金を活用し、民間病院含めた医療機関の維持のために支援すべきではありませんか。</p> <p>4 医療提供体制の拡充・強化について</p> <p>新型コロナ対策の砦として、中心を担った公立・公的医療機関の役割が不可欠であることが明確になりましたが、公立・公的病院の非常に厳しい状況をどう把握しておられるのか。これまでも申し上げてきましたが、公立・公的病院を名指した再編・縮小計画はきっぱり断念するよう国に対して求めるべきであり、道において地域医療構想は、感染症対策の観点を踏まえ、再構築へと見直しをはかるべきと考えますが、知事の見解をうかがいます。</p> <p>再－4 医療提供体制の拡充・強化について</p> <p>再流行に備え、医療崩壊をまねくことがないように医療体制をどう構築するのか、最大の課題です。と</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増加した4月中旬以降、道内の医療機関では、一般診療の一部休止や不急の手術を延期するなど、診療体制を見直すことで、感染症患者に対応してきたことから、収益確保にも影響が出ているものと承知をしております。</p> <p>今後、感染症が早期に収束しない可能性も考慮し、感染症との共存も見据えた中長期的な視点に立って、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療のみならず、通常時の医療との両立を確保していくことが必要であります。</p> <p>道といたしましては、今後の医療提供体制の確保に向けて、医療機関への財政支援の更なる充実を国に要請するとともに、緊急包括支援交付金を活用しながら、医療機関に対する支援策を検討していく考えであります。</p> <p>【保健福祉部長】</p> <p>医療機関に対する支援についてでございますが、現在、国では、新型コロナ感染症対策の長期化や今後の更なる感染拡大に備え、診療報酬の特例的な対応を検討しているほか、2次補正予算で、緊急包括支援交付金を大幅に増額し、医療機関や薬局等が実施する感染拡大防止対策への支援や救急医療、周産期・小児医療の提供を継続するため、一定の診療体制の確保に必要な経費の支援、福祉医療機構の優遇融資の拡充などの施策が講じられたところでございます。</p> <p>道といたしましては、緊急包括支援交付金を効果的に活用しながら、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて取組を進めるとともに、地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関の支援策を検討してまいります。</p> <p>【知事】</p> <p>地域医療構想についてであります。道内公立・公的医療機関では、地域における救急医療や小児医療の提供など、重要な役割を担っている中、診療体制を見直しながら、新型コロナウイルス感染症患者にご対応いただいております。経営環境にも影響を及ぼしているものと承知をしております。</p> <p>こうした中、国では、公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証にあたっては、各地域における感染症への対応を最優先することとし、再編統合の必要性に関する検討については、見直しの時期や進め方を改めて整理するとの考え方が示されたところであります。</p> <p>道といたしましては、国の議論や検証等の動きを注視しつつ、感染症への対応も含め、圏域全体で必要な医療を確保するという観点に立って、引き続き、地域の実情を十分に勘案しながら地域医療構想の実現に向け取り組んでまいります。</p> <p>【知事】</p> <p>医療機関に対する支援についてであります。道内の医療機関では、一般診療の休止などにより感染</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>ころが、数億円規模の赤字が続き、毎月の給料や夏のボーナスの支払にも苦慮している医療機関の苦悩や、危機的状況の理解が、知事の答弁からは伝わってきません。</p> <p>これでは医療機関を救い、地域医療を守ることはできません。日本病院会をはじめ3団体の調査の最終結果でも、4月の患者数は前年同月比で外来約2割の減、入院は1割強の減少であり、病床利用率は6.6ポイント減少、手術件数17.6%減少、救急患者の受入にいたっては、実に39.9%も減少していることが分かりました。コロナ対策が通常の医療や救急医療に大きな影響を与えており、医療機関の経営そのものが危ぶまれる事態であり、急ぐべきは医療機関への経営支援に真剣に取り組むことです。前年度の診療報酬支払額をもとに概算請求を認めることや、損失補填、追加の支援を実現してこそ、知事が冒頭で感謝を述べた医療現場の方々の働きに本当の意味で報いることができるものではありませんか。知事は、第4弾の支援策にどう盛り込んでいくお考えなのか。気概を持って、医療崩壊を防ぐ手立てをどう実現されるのか伺います。</p> <p>再々-4 医療提供体制の拡充・強化について</p> <p>知事、教育長から再答弁を受けましたが、以下数点について再々質問いたします。まず、医療提供体制の拡充強化について、知事に伺います。</p> <p>日本の医療は医師の絶対数が少ないままです。看護師等の医療スタッフも不足する中で、医療従事者の善意と献身によって支えられてきたと言えますが、それはもう限界であることが、新型コロナウイルスの流行によって改めて明らかとなりました。さらに、自治体病院は不採算医療を担った上に、感染症対策でも最前線にあります。自治体病院協議会が3月に実施した調査でも、陽性患者の受入病院では、最大6億8千7百十万円の減収、受入がない病院でも最大3億8千70万円の赤字となっていることがわかりました。地域の医療機関もコロナ患者の受入にも関わらず、毎月多額の赤字となり、医師や職員にも給料やボーナスの減額で対応せざるを得ないという訴えが次々と届いております。地方の医師の給与を減額するといったいどうなるか。常勤医師が更に来なくなり、地域医療が破綻していくことにつながりかねないと危惧する声がよせられています。医療機関そのものの経営を支えることが、どうしても必要です。経営が見通せなければ、感染を疑われる発熱者を見る協力病院としていったいどこが手を挙げるのですか。救急医療、産科、小児科、精神科などを含む地域での診療を継続できるのでしょうか。知事は現状認識を深めるべきです。医療機関の経営の継続に対し、今こそ支援すべきです。10兆円という法外な予備費を決めた国に対し、医療機関の減収補填、経営継続のために投入し、医療提供体制を拡充強化すべきと強く求め、実現させるべきです。知事に再度、伺います。</p> <p>同時に、コロナの影響で存続の危機にある医療</p>	<p>症患者に対応してきたことから、医療機関の収益確保にも影響が出ているものと認識しております。</p> <p>現在、国では、診療報酬の特例的な対応を検討しているほか、2次補正予算で、緊急包括支援交付金を大幅に増額し、診療体制の確保に必要な支援を講じることとしており、道といたしましては、医療機関への財政支援の更なる充実を要請するとともに交付金を効果的に活用して、必要な支援策を検討してまいります。</p> <p>【知事】</p> <p>医療機関に対する支援についてであります。道内における感染拡大に伴い、多くの医療機関で収益確保に影響が出ておりますことから、北海道医師会や、自治体病院協議会など、関係団体からも状況をお伺いしながら、国に対し、財政支援の更なる充実を要請するとともに、大幅に増額された緊急包括支援交付金を活用し、診療体制の確保に向けた支援策を検討してまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>機関や医療従事者の切実な声と実態を、知事は直接聞く機会を持つべきではありませんか。いかがか伺います。</p> <p>二 道民生活について</p> <p>(一) 国民健康保険等について</p> <p>国保ヘルスアップ支援事業費が健診データ情報のデータベース化とテレビCMなどを合わせて2億2500万円が計上されています。新型コロナ感染への不安から健診控えが起きていますが、道は、不安を払しょくしながら健診を進めるためにどのような内容で広報しようとしているのか。また、契約についてはどのようになっているのか、伺います。</p> <p>(二) がん対策について</p> <p>1 がん検診の受診状況と今後の推進方策について</p> <p>北海道はがん死亡率が高い中、道予算は、約1200万円、4.9%の増加で、道民ひとりあたり51円にとどまっています。さらに、新型コロナの影響でがん検診を受けられない状況が続いています。道は検診の受診状況をどう把握しているのか。今後、検診を推進し、早期発見につなげるために、どう取り組むお考えか併せて伺います。</p> <p>2 がん対策への知事の姿勢について</p> <p>今年度は、がん対策推進計画の中間評価年となっている。コロナ禍の中でも、計画目標達成に向け、禁煙・受動喫煙防止をはじめとするがん対策に積極的に取り組む必要があるが、がん対策に対する知事の姿勢を伺う。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>国保ヘルスアップ支援事業についてでございますが、この事業は、人生100年時代を見据えた国の保険者努力支援制度の抜本的な強化に基づきまして、都道府県が、市町村への支援の充実や促進を図り、疾病予防や健康づくりを強力に推進するものでございます。道では、この制度を活用して、被用者保険を含めた各市町村の健診・医療情報データベースを構築するとともに、効果的・効率的な保健事業につながるデータ分析及び活用方法などの検討を進めていくほか、特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、道民の皆様が健診を安心して受けられるよう、新型コロナウイルス感染症の感染防止策に配慮したテレビコマーシャルによる広報啓発などに取り組むこととしたところでございます。また、契約等の事務手続きにあたりましては、関係法令に則り、適正に行うことはもとより、それぞれの事業効果が最大となるよう取り組んでまいります。</p> <p>【保健福祉部長】</p> <p>がん検診の受診状況等についてでございますが、新型インフルエンザ等特措法に基づく緊急事態宣言において感染拡大警戒地域と指定された都道府県にあっては、がん検診など集団で実施する健診は、原則延期するよう国から通知があったことから、道内市町村においてもがん検診を延期したところでございますが、緊急事態宣言の解除により、各種健診の実施については、各地域の感染状況や感染拡大防止策の対応状況を踏まえまして、各市町村が判断することとされたところでございます。このため、道といたしましても実施主体の市町村と連携をいたしまして、各地域の感染状況に注視しつつ、適切に感染拡大防止策を行い、がん対策を推進する上で重要な位置づけでありますがん検診について、検診延期の状況も勘案しながら、特定健診との同時実施など、効果的な取組を推進し、受診率の向上に努めてまいります。</p> <p>【知事】</p> <p>がん対策についてであります。道では、第3期がん対策推進計画において、本道におけるがん対策の基本的施策や個別目標を定め、がん検診の受診促進や医療提供体制の整備、禁煙支援など、様々な施策を推進しているところであります。今年度は、この計画の中間評価を行う年であり、これまでの取組について、がん対策推進委員会のご意見を伺いながら、施策の進捗状況の分析や評価を行うこととしております。道といたしましては、新型コロナウイルス感染症による影響や、今後の中間評価の結果を踏まえ、計画期間において、効果的で実効性のあるがん対策を着実に推進できるよう道民の皆さまをはじめ、市町村や保健、医療、福祉、教育などに関係する方々と一体となって、がんを負けない社会の実現を目指してまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>六 教育問題について</p> <p>(一) 新型コロナ対策の影響等について</p> <p>1 一斉休校の効果検証について</p> <p>新型コロナ感染対策として、知事は全国に先駆けた緊急事態宣言と自粛要請、一斉休校をセンセーショナルに行う一方、その影響について検証する姿勢は見えません。日本小児科学会は、科学的見地から流行阻止効果、感染リスク、休校によるデメリットとの見合いを医学的見地から発表いたしました。</p> <p>大阪では、一斉休校などの対策について検証が行われていますが、知事及び教育長は、具体的にどのような指標をもって、道民と道民生活への影響を検証しようとされるのか伺います。</p>	<p>【知事】</p> <p>これまでの取組についてであります。道では、現在も続く第2波を抑え込み、第3波以降の感染拡大に備えた取組をより実効性あるものとするため、これまでの道の対応状況を振り返り、一定の整理を行いながら、「感染の早期発見」や「機動的な感染拡大の防止」、「医療提供体制の整備」の3つの対策について、その充実強化を図ることとしたところであります。</p> <p>今後、道民の皆様への外出自粛の要請や、学校休業に係る教育長への検討の要請なども含め、私から発信したメッセージやお願いしてきた取組など、まずは、道としての対応について、現時点までの状況を整理し、その後、国の動向や事態の収束状況を見極めながら、専門家のご意見もお聞きしつつ、必要な検証を行ってまいりたいと考えております。</p>